

# 合併税務の 例外的取り扱い (適格合併)

A社(資本金800万円、代表者甲、株主甲50%、乙(妻)50%)、B社(資本金500万円、代表者甲、株主甲50%、乙30%、丙(子)20%)

A社は繰越欠損金を有していますが、利益がでて  
いるB社と合併すればB社へ繰越欠損金を引継ぐこ  
とができると聞きました、この適格合併について教  
えてください。

税務上の適格合併を行えば、被合併法人(合併  
消滅法人、A社)の繰越欠損金を合併法人(合併存  
続法人、B社)に引継ぐことができますが、引継ぎ  
には制限もあり注意を要しますので、合併につい  
ては税理士等への事前相談をお勧めします。

## 1. 適格合併とは

- ①被合併法人の株主等に合併法人の株式等のみが  
交付されること。
- ②被合併法人と合併法人との持分関係が100%で  
あること。
- ③合併後も100%の支配関係が継続することが見  
込まれていること。

以上の要件を具備すれば適格合併になります。  
また、被合併法人と合併法人との持分関係が  
100%でなくても、共同事業要件等の条件を満た  
している場合も適格合併になります。

## 2. 繰越欠損金の引継ぎ制限

適格合併の場合、合併の日前9年以内(平成20  
年4月1日前に終了した事業年度の欠損金額につ  
いては7年以内)に開始した各事業年度に生じた  
欠損金額については合併法人の欠損金額として控  
除できますが、この場合、被合併法人と合併法人  
との間に合併事業年度開始の日の5年前から継続  
して支配関係があること等が条件となっています。  
このため、租税回避を目的として、新たに欠  
損法人を支配下においても控除の対象にならない  
のです。また、特定資産の譲渡等損失額がある場  
合も欠損金等の損金算入制限があります。

## 3. 合併の方法

合併を行う方法は、吸収合併、新設合併があり  
ますが、繰越欠損金の引継ぎをするためには吸収

合併によらなければなりません。

## 4. 適格合併を行うときに注意すべき事項

私は、次のような方法をとるように勧めています。

- (1)被合併法人の株式保有割合を合併法人に合わせる  
ご相談の事例であれば、合併前に、乙は所有  
するA社の株式のうち20%を丙に譲渡する。こ  
の時の譲渡価格は時価で売却することになりま  
す。繰越欠損金があるため時価が0円になる場  
合には、売買価格は1円とし、売買があったこ  
とを明確にするため預金口座に振込み事績を残  
すことをお勧めします。

### (2)合併比率の算定

合併比率とは、被合併法人の旧株式1株に対  
して合併法人の新株式を何株割り当てるかの比  
率を言います。新資本金は単にA社とB社の資  
本金を合算した金額にする必要はありません。  
総合的に判断をして決めることになります。

### (3)金融機関及び主取引先への説明

合併は金融機関や主取引先に異議がない旨の  
申立書に署名が必要になりますので、事前に説  
明を行い、了承を得ておく方がよいと思います。

### (4)官報取次店等との打ち合わせ

合併を行う予定日をいつにするか打ち合わせ  
ます。合併することができるのは官報等に合併  
公告してから1か月後です。従って、早めに官  
報取次店等に掲載ができる日の確認をします。  
また、官報等には、合併法人と被合併法人の直  
近決算書の貸借対照表を掲載しなければなりま  
せん。掲載金額は会社の規模によりますが百万  
円単位で掲載することもできます。

### (5)株主総会の開催

原則として、合併法人及び被合併法人とも合  
併承認のための株主総会を開催します。

## 5. 適格合併した場合の会計処理

適格合併を行ったときの被合併法人の資産・負  
債は、帳簿価額で合併法人へ引継ぎます。

